

21世紀を「真の子ども世紀」に!!

19世紀末にスウェーデンの思想家エレン・ケイは彼女の著書『子ども（児童）の世紀』（1900）で「20世紀を子どもの世紀に」と訴えました。それから100年。20世紀末には子どもの権利条約が国連で採択され、世界各国で批准が進む一方で、児童労働、性搾取、紛争地域での子ども兵士、ストリートチルドレン、虐待、差別、精神的自由やプライバシーの侵害、教育の荒廃（いじめ、体罰etc.）など、子どもをめぐる困難な状況は依然として続いています。

どれもとてもやっかいな問題ばかりですが、これらを1つ1つ解決していくことなしには「真の子ども世紀」にはなりません。

問題を解決するための第一歩は、このような子どもを巡る状況、また解決に向けて動いている大人・子どもたちの活動を知ることです。

このような認識のもとで、ニュースレターは今後も国内外の子どもの権利に関する情報を収集し、発信していきます。

新世紀を機に、紙面構成を以下のような柱立てに改めてみました。

子ども関連TOPICS

世の中の動きに応じて、国内外問わず、旬の情報を扱います。

子どもの救済

オンブズパーソン制度やチャイルドラインなど、各地域で進む子どもの救済に関する記事を掲載します。

地域からの子どもの権利条例づくり

各地域で進む子どもの権利条例づくりの進行状況を報告します。

子どもの権利学習

子どもの権利に関するイベント・講演会・学習講座の報告を参加者にしてもらいます。これから行われるものについてはその告知もします。

子どもの活動報告

ここでは主に活動をしている子どもたちに活動紹介をしてもらいます。

BOOK GUIDE

NCRC活動カレンダー

NEWSLETTER No.54 CONTENTS

子ども関連TOPICS

- ①子どもの商業的性的搾取に対する
国内行動計画に関して /2
- ②有害社会環境の規制に向けた動きに対して /2
- ③子どもの権利委員会の一般的採択について /3
- ④子どもに関する国連総会特別会期の開催について /4
- ⑤日本フリースクールネットワーク立ち上げ /5

子どもの救済

地域からの子どもの権利条例づくり

- ①「川崎市子どもの権利に関する条例」が成立 /5
- ②子どもの権利検討委員会を設置 /5

子どもの権利学習

- ①「国際シンポジウム 子ども達のこと
地域で考えよう」報告 /6
- ②全国教研～平和・人権・環境・共生の
21世紀へ～に参加して /6

子どもの活動報告

- ①チルドレンズ・エクスプレス東京支局オープン /7

BOOK GUIDE

/7

NCRC活動カレンダー

/8

カット/國武 美佐

行動できる行動計画を求めて

ー原則・予算・評価機関を組み込んだ行動計画が必要だー

森

実 (エクパット・ジャパン・関西)

1. 寄せ集め的な行動計画政府案

2000年12月中旬になって、外務省は、「児童の商業的性的搾取に対する国内行動計画（案）」（以下、「日本政府案」と略します）を市民団体に示してきました。

政府によるこうした行動計画づくりは、「第1回子どもの商業的性的搾取反対世界会議」（1996年、ストックホルム）が採択した「行動のための課題」という文書が謳っていたものです。同文書は、「実施の目標及び時期の設定が伴った国内行動アジェンダ及び進捗評価指標を2000年までに策定する」と述べています。2000年までに行動計画をつくることを会議への参加国すべてが約束したのです。この会議には世界から、日本を含む124カ国の政府代表が参加していました。2000年8月10日現在で行動計画を策定済みの政府は29カ国であり、日本はこの29カ国に含まれていません。

ですから、おくれればせながらも日本政府による行動計画づくりが始まったのは喜ばしいことです。子どもの商業的性的搾取という観点から政府の施策が整理されたことはこれまでなかったでしょう。

しかし、日本政府案では、ストックホルム会議の「行動のためのアジェンダ」で大きな柱とされていた、問題解決のための「子どもの参加」が、柱ごと除かれています。また、基本的な考え方や目標、時期の設定や評価の指標などがかかれておらず、体系性を欠いたまま各省庁が実施する個別の事業を寄せ集めるにとどまっています。

2. エクパット関西の行動計画案

私たちエクパット関西は、すでに2000年10月に国内行動計画案を発表していました。そこでは、次の7原則を掲げています。①被害の現実から出発する。②加害者は処罰されなければならない。被害者は処罰されてはならない。③子ども虐待・搾取全般を土台に商業的性搾取という問題をとらえる。④子どもや若者の自己決定と参加を尊重する。⑤市民個人や市民団体との協力を重視する。⑥人権に関する教育を推進することと結合する。⑦国際協力を推進しな

がら取り組みを進める。

このような、取り組みの原則に当たる内容は、日本政府案では打ち出されていません。そのため、各省庁からあがってきたと思われる具体的施策には整合性の欠ける内容がいくつも含まれています。たとえば、「子どもの権利」という観点から進められるべき計画が「子どもの非行防止」という観点に立っていたり、「子どもの被害」という観点が全面に出されるべきところが「子どもにとっての有害情報の問題」とされていたりするのです。

私たちは、上のような「原則」に加えて、「年次予算」、「NGOを含む評価機関」、という三つを明記した行動計画を求めるものです。これら三つのうち、いずれを欠いても行動計画は具体化されにくくなります。加えて、ストックホルム会議以後重視されてきた「子どもと若者の参加」を大きな柱として盛り込むことを求めます。

3. 第2回横浜会議にご注目を

日本政府は、2001年12月17・20日に横浜で「第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」を開催することを、2000年5月に発表しました。日本政府案策定も、この発表のあとで進みました。この会議に多くの人が注目し、あわせて国内行動計画がどのような内容になるのかという点も監視してくださることを期待しています。

*エクパット関西の活動については、私たちのホームページ <http://tenkomori.org/ecpat.htm> をご覧ください。また、エクパット関西作成の冊子『約束を果たすためにー日本での取り組みと第2回世界会議に向けて』（2000年）、『レジリエンシーからファイティンクスピリットへーフィリピンの子ども性虐待への取り組み』（2000年）も、ご注文いただければ実費でお送りします。

エクパット関西事務所：

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4MF天満橋ビル6階

オフィスオルタナティブ内、fax:06-47909250

青少年社会環境対策基本法に反対を!!

「有害社会環境」の規制を問いたす青年会議

要 友 紀 子 (エクパット・ジャパン・関西・ユース)

1. 青少年社会環境対策基本法案とは

今通常国会で三月下旬頃に、自民党から青少年社会環境対策基本法案（以下法案）が上程される見込みだ（民主党からも代案として

「子ども有害情報からの子どもの保護に関する法律」が提出されるが紙面の都合でここでは自民案について。しかし両方とも法案の趣旨に大差はない。

この法案は、「青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会

環境からの青少年の保護に関し、その基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者、保護者及び国民の責務を明らかにするとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境からの青少年の保護に関する施策を総合的に推進し、もって青少年の健全な育成に資すること」を目的とし、具体的には、青少年に「有害」な影響を及ぼすと見られる事業者の「供給する商品又は役務（サービス）」に対して、内閣総理大臣や都道府県知事が「指導」「助言」を行うとともに、「必要な措置をとるべきことを勧告」でき、「正当な理由なくこれに従わないときは、その旨を公表することができる」というシロモノだ。

2. 法案の内容とその背景

「青少年の健全な育成」を妨げる商品・役務は、パルノ、暴力的逸脱行為・不良行為の誘発・助長するもの（十六条）としか掲げられておらずかなりあいまいで、さらにこれらのものについては、十七条に規定する青少年社会環境対策センターという“検閲団体”の設置により、調査・苦情処理・情報収集・啓発活動などが行われることになっている（内閣府（旧総務庁）の外郭である青少年育成国民会議の構成員から成り立つと思われる）。

この法案がつくられた背景には、多発する少年の凶悪犯罪（98年、中曽根弘文参院議員が国会で神戸・児童殺傷連続殺傷事件いわゆる酒鬼薔薇事件を取り上げ、雑誌・テレビを規制すべきと訴えた）と、社団法人日本PTA全国協議会（「全国会員数1200万」が殺し文句）の声（「子どもに見せたくない番組は？」というアンケートを保護者にとった）、青少年育成国民会議やその下部組織の働きかけなどがある。

3. あちらこちらから上がる批判の声

この間、東京のあちこちで法案反対集会が毎週のように開かれているが、1月31日の出版労連の集会で都立大助教授の宮台真司氏は、少年犯罪とメディアの因果関係について、『「有害情報」だと思われるメディアを抑制すれば、過剰に暴力的でも性的でもない健全な人間が育つであろうという『強力効果論』は、マスコミ効果研究の100年近い伝統の中で繰り返し実証を試みられているが、一度

も実証されていない」、「悪影響論に基づく有害環境の抹消ではなくて、（親の子どもに対する親権を根拠にすれば）子どもに見せたくないものを見せないで済む権利、どうしても見たいという人間は手順を踏めば見られる、ゾーニングのロジック、つまり棲み分けの理論に基づく基本的な合意が必要」とし、「我々にとって、この複雑な社会を生きる上で必要な作法というか知恵があるとすれば免疫化。さして重要でもないものを重要だと勘違いし、他人に迷惑をかけたり自分の人生を棒に振るようなことが、時にはあってもいいと思いますが、あまりあってはならない…。これを防ごうとすれば、やはりものを見る目を養う必要がある。そのためにはキレイなものもキタナイものも見て、それがなぜキレイなのかキタナイのか、それを胸に落ちる形で理解しないとイケない」と訴えた。

また、2月2日に行われた民放連のシンポジウムでは、萩原 敏雄氏（日本テレビ放送網専務）が、日本PTA全国協議会が行った「モニタリングによるテレビ番組の実態調査」結果について、「子どもに見せたくない番組リスト第一位の番組でも九割方の親は問題と思わず、ベスト10の下位番組は数%の親しか名指ししていない。そもそも、見せたくない番組が『ある』と答えた回答者の中での%の出し方はデータ解析としておかしい」と批判。

青少年国民会議の下部組織である「大垣市明るい青少年都市市民会議」（会長・小倉満市長）が集めた「青少年社会（有害）環境対策基本法」（仮称）の制定を求める署名についても、自治会を通じて、自治会長や班長へお願いの文書と、署名用紙には法律の趣旨は書いてあるが、法律の中身について具体的な記述はなかった。ある班長は「趣旨には問題がない。だけど、自治会を通せば署名を拒みにくくなると思う。法律の中身が分からないのに署名させようというのは無責任ではないですか」と問題性を指摘しているなど、法案の根拠に使われているいくつかの事柄は信憑性を疑われている。

4. 反対の声を上げよう!!

上程までの間に、さらに集会・イベント、メディアの動きが活発化し、法案の正体・ウソが暴かれることになるだろう。今後の動きについて詳しく知りたい、一緒に反対をしたいという方は要（ykaname@mb.infoweb.ne.jp）までご連絡ください。

子ども関連TOPICS ③

国連・子どもの権利委員会、

「教育の目的」について初の一般的意見を採択～あらためて問われる教育基本法「改正」論議

平 野 裕 二（ARC代表）

一般的意見

2001年1月25日（第26会期）、国連・子どもの権利委員会が初の「一般的意見」を採択した。

「一般的意見」（general comment）とは、条約の特定の条項の意義や機能、その実施のために必要とされる措置などについて、委員会としての正式な解釈を示したものである。そこに示された見解は、厳密な意味での法的拘束力こそ有しないものの、条約の規定に関するひとつの権威ある解釈として、締約国の政府や裁判所等によって正当に尊重されなければならない。

一般的意見第1号のテーマには「教育の目的」（条約29条1項）が選ばれた。教育基本法「改正」を含む教育の反動的見直しが本格的に議論されようとしている時期にあって、まさに格好のタイミングで出されたものと言える。その意義としては、とりあえず以下のようなものを挙げることができる（一般的意見の日本語訳全文およびさらに詳しい解説は『いんぷおめーしょん 子どもの人権連』72号参照）。

- (1) 29条1項が条約のその他の規定と密接に結びついていること
- (6)、とりわけ教育においては子どもの「人間としての尊厳および

権利」と「最大限の、かつ調和のとれた発達」がもっとも重視されなければならないことを強調したこと。教育が促進する子どもの発達は29条1項(b)～(e)を考慮にいれたホリスティックな(全体を視野にいれた)ものでなければならず〔1・13〕、「知識を蓄積することに主たる焦点を当て、競争を煽り、かつ子どもの過度な負担につながるようなタイプの教育」は子どもの発達を深刻に阻害する可能性があるものである〔12〕。

(2) ライフスキルの習得をはじめとする子どものエンパワーメントが重視されていること。教育の「全般的な目的は、自由な社会に全面的にかつ責任をもって参加するための子どもの能力および機会を最大限に増進することにある」〔12〕。そのためには、読み書きの能力だけではなくライフスキル(日常生活で生じるさまざまな問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な能力)を習得できるような教育が重要である〔9〕。また、「権利の実現を学びかつ経験するプロセスの一環として」、学校における子ども参加が促進されなければならない〔8〕。

(3) 29条1項が教育制度そのもののあり方を規律する規定であることを、あらためて明確にしたこと〔2・8〕。「子どもは校門をくぐることによって人権を失うわけでは」ないのであって〔8〕、学校は「人間的な雰囲気や醸成し、かつ子どもがその発達しつつある能力にしたがって成長できる」ようなものであるべきである〔12〕。

「いじめまたはその他の暴力的および排他的慣行を容認する学校は、第29条1項の要件を満たす学校ではない」〔19〕。

(4) 教育のプロセスそのものが29条1項に掲げられた教育の目的と合致したものでなければならぬことを重視していること〔8〕。29条1項の規定は、教育に対する「バランスのとれたアプローチ」をとること、「対話および違いの尊重を通じて多様な価値観をうまく調和させることができるアプローチ」をとることの必要性を認めたものである〔4〕。学校で用いられる教育方法も「条約の精神および教育理念ならびに第29条1項に掲げられた教育の目的を反映したもの」でなければならぬし〔18〕、「子ども、親および教員が教育に関わる意見を言えることを確保する」ためのモニタリングも求められる〔22〕。

(5) 29条1項の実施方法について、カリキュラム等の改定〔17〕、教職員の研修〔18〕、包括的な国内行動計画の策定〔23〕などいくつかの具体例を挙げたこと。

学習・教育の自由への配慮が充分でないことなどいくつかの問題もあるものの、これまで教育の質的側面を充分に取り扱ってこなかった委員会がこのような一般的意見をまとめた意味は大きい。教育をめぐる日本の議論のなかでも充分に考慮されるべきであろう。

子ども関連TOPICS ④

子どもに関する国連総会特別会期の開催

好 光 紀 (日本ユニセフ協会)

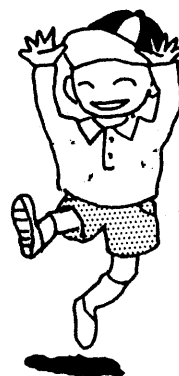
今年の9月19日～21日にかけて、ニューヨークの国連本部において「子どもに関する特別会期」の開催がユニセフと準備委員会によって進められている。これは約10年前に世界の首脳を集めて開催された「子どものための世界サミット」で提案された「子どもの生存、保護、発達に関する世界宣言」とその行動計画の進捗を再考察すると同時に新たなスタートの機会にしようとするものである。

過去の10年間に於いて、「子どもの権利条約」が世界各国で承認され、各国が行動計画の遂行に努力したにもかかわらず、いまだに世界では5歳の誕生日を迎えることができない乳幼児が年間1,100万人いること、2億5000万の子どもたちが教育の機会を奪われて危険な労働に従事させられていること、過去10年間で200万人以上の子どもが紛争で犠牲になり、30万人の子どもが兵士として従事させられていること、世界の12億人(その半数が子ども)が1日1ドル以下の貧困の状況での生活を余儀なくされているという現実がある。

こうした現実を目の前にして、21世紀を迎えた現在、9月に予定されているこの特別会期においては世界の首脳、国家元首、政治のリーダーが一堂に会し、21世紀の主役(現在の子どもたちとこれから生まれてくる子どもたち)に向けての新たな宣言と行動計画が話し合われる予定である。

1月22日現在において、参加を表明している国はアルバニア、アゼルバイジャン、ボリビア、カナダ、中国、エクアドル、エジブ

ト、フィンランド、フランス、ガンビア、ガーナ、ジャマイカ、カザフスタン、ケニア、ラオス、リベリア、マリ、メキシコ、モロッコ、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、ルーマニア、スウェーデン、ベトナムである。



「フリースクール全国ネットワーク設立総会に参加して」

鳥 井 康 照（早稲田大学大学院）

2月3日、東京でフリースクール全国ネットワーク設立総会が催された。設立にあたっては、2000年7月に日本が開催国となった「世界フリースクール大会（IDEC）」において、日本国内でのフリースクール間でネットワークの確立が必要であるという認識がきっかけとなった。設立の目的は、既存の子どもの場にとらわれず、多種多様な子どもの成長を応援し、新しい学びをともに創りあげていくことにある。現在、国内に散在するフリースクールは限られた予算の中で、小規模に行っているところが多い。しかし、全国で数百ともいわれるフリースクール・フリースペースが今後、このネット

ワークに参加し、活動を共にしていくことで、様々な可能性が広がっていくであろう。

当日の司会進行は、IDECでも実行委員を務めていた田中健一君、まだ十代の若者だ。小学校5年生の時から公の学校に行っていない彼は、同年齢の高校生より、はるかに多くの社会経験を積み、深い自己認識を持ち、教育を幅広い視野でとらえている青年だ。教育改革が大人たちの鈍い反応を待つまでもなく、子ども自身の手によって取り組まれている姿に、新しい時代の空気を予感させた、そんな催しであった。

地域からの子どもの権利条例づくり ①

「川崎市子どもの権利に関する条例」が成立（2000.12.21）

2000年12月21日、川崎市議会本会議で、「川崎市子どもの権利に関する条例」が全会一致で可決成立しました。この条例は、同日付で公布され、2001年4月1日から施行されます。今後は、この「子どもの権利条例」を活かし、子どもの権利実現を支援するような施策の推進が求められます。

なお、『川崎市子どもの権利に関する条例』（全文）は、以下で閲覧できます。

http://www.city.kawasaki.jp/88/88zinken/home/kenri/0001_001.htm

担当：川崎市教育委員会

総務部人権・共生教育担当

（電話）044-200-3273

（E-mail）88zinken@city.kawasaki.jp

地域からの子どもの権利条例づくり ②

子どもの権利検討委員会を設置～岐阜県多治見市～

内 田 塔 子（子どもの権利条約ネットワーク運営委員）

2001年1月23日に、岐阜県多治見市で、子どもの権利条例づくりにむけた「子どもの権利検討委員会」が発足しました。

すでに川崎市・箕面市等わずかな市で子どもの権利条例を制定、あるいはそれに向けて本格的に取り組む自治体が増えつつあるなか、同市では、1994年に子どもの権利条約が国内批准されてから、条約の趣旨を踏まえた施策の推進が必要との認識のもとに、子どもの権利に関して、次のような取り組みが行われてきました。

- ①リーフレット「知っていますか？子どもの権利条約」の全戸配布（1997.2）
- ②子どもの権利に関するフォーラム・講演会の実施（1998.3、1999.3）
- ③「たじみ子ども議会」（1999.12）「子ども会議2001」（2001.3予定）「西寺市長と語る！座談会」（2000.9）の開催
- ④子どもの権利に関するアンケートの実施（2000.6）——子ども500人おとな500人対象・70%回答（現在分析中）
- ⑤1996年9月に策定され、現在計画期間が終了している「多治見

市児童育成計画」（当時は福祉推進課、現在は福祉企画課が担当）を、子どもの権利の視点を入れた新たな計画策定のために見直す
⑥2000年12月議決の第5次多治見市総合計画基本計画において「子どもの権利の保障」を位置づけるとともに、平成13年1月決済の同基本計画において「子どもの権利条例の制定」を明示

検討委員会の構成メンバーは15名。多治見市内の学校長、教諭、生活指導主事、児童委員、教育委員、人権擁護委員、子ども相談センター所長、有識者の他に、5名の公募委員が市長から委嘱される形で委員会を構成、すでに話し合いが始められています。

今後は、子どもの権利条約をより効果的に実施していくための有効な手段として子どもの権利条例の制定を位置づけ、条例制定に向けた検討を具体的に進めていくことになります。また、それと並行して、昨年実施したアンケート調査の結果を分析して子どもの権利にかかる現状把握に努め、大人・子ども両者の権利意識向上のために、継続してフォーラムや講演会を開催していく予定になっています。

「国際シンポジウム 子ども達のこと地域で考えよう」報告

(1/29、東京・町田)

林 大 介 (子どもの権利条約をすすめる町田の会・代表)

日本では現在、10代の青少年による動向が様々なところで注目されていますが、アメリカの地域社会では、NPO（非営利団体）が青少年問題に関して積極的にかわり、警察・司法・医療行政・社会福祉行政、そして家庭と連携を保ちながら取り組み、成果をあげています。

そうした中、アメリカで30年以上にもわたって活動をしている、青少年団体「ハックルベリー・ユース・プログラム」（アメリカカリフォルニア州サンフランシスコ）の理事、アーノルド・パーキンスさんを招いての国際シンポジウムが、1月29日（月）の午後、東京都町田市で開催されました。（町田市内で活動している市民による「子どもを地域・社会で育てる会」主催）

「ハックルベリー・ユース・プログラム」は、1967年に設立された団体で、家出や家庭内虐待・精神障害のある青少年のためのシェルター運営と、エイズ予防や教育を若者同士が教えあい、望まない妊娠の防止やメンタルヘルスといった青少年クリニック、の2つが主な活動内容です。警察が青少年をハックルベリーに連れてきたり、健康医療局が看護婦やカウンセラーを派遣し、社会福祉局が家出青少年のフォローや性的虐待・家庭内虐待をうけた子どものサポートをするソーシャルワーカーを派遣するなど、行政との連携を重視しながらも、NPOとして創造的かつ柔軟なサービスを提供しています。

パーキンスさんは「家出をすることで家族に対してメッセージを送っています。若い人は自分を認めてもらいたいと強く思っている」と言います。また、ハックルベリーでは10代の青少年がピアカウンセラーになっており、「ハックルベリーに来た若者は、私たちおとなよりも同じ世代の若者の声をよく聞く。そして適切な研修を受けた若者は、おとな同様のカウンセリングをする。」とも語っています。青少年自身も持っている権利や人生を決定する能力を尊重し、様々な動機をもって生きていることを尊重すること。この2点が青少年にとって大切だということがとても伝わり、日本でも同様のことが言えると実感しました。

最後に日本の少年法改正問題に触れ、「子どもを成人と同じ刑務所に入れるのは良くない。それでは社会が不健全になってしまう。青少年を社会から隔離するのではなく、創意工夫で対処すべきで、少年法改正は良くないと思っている」と締めくくりました。

今回のシンポジウムには、中高生のためのフリースペースを開設している方、警視庁少年センター所長、青少年問題特別委員会前委員だった衆議院議員の方々からも報告がありました。参加者も50名を超え、地域で子どものために何ができるのかを考える貴重な機会でした。（このシンポジウムについての問合せは、「子どもを地域・社会で育てる会」Tel. 042-729-2296まで）

日教組第50次教育研究全国集会（全国教研）

～平和・人権・環境・共生の21世紀へ～に参加して

(1/27～1/30、東京)

吉 田 雪 絵 (子どもの権利条約ネットワーク運営委員・高校生)

熊本県・福岡県・川西市・川崎市の子どもたちと全国の教職員の皆さんが、同じ輪に入って『学習内容』『いじめ』『校則』『体罰・内申』の4つのグループに分かれて、ディスカッションをしました。

私は、熊本県の中学生の女の子と『いじめ』のグループディスカッションに参加しました。教職員の皆さんから、自分の身近に起きた『いじめ』の問題や、その『いじめ』をどのようにして解決したのかを、話してもらいました。その話には、自分の身近にはとても考えられないような『いじめ』や、その『いじめ』に関係している子どもたちの周りにいる先生・親の『ちから』の大きさを感じました。

例えば、いじめられている子どもに、友達でも先生・親でも、誰かひとりでも自分の味方になって話を聞いてくれたり、何かをしてくれたりするだけで、その子どもは安心するものです。だから、いじめられている子どもの味方になってあげることも、『いじめ』解決方法のひとつなのです。

『いじめの解決について一番大切なこと』は、「子どもはみんな違う、その違いをしっかりと解ってほしい、その子どものことをしっかりと知っていれば、早く解決できると思う」という意見がでました。その意見は、参加した子どもも、大人も同じでした。先生がクラス40人の性格をきちんと理解していれば、それだけで、子どもには『自分の味方』ができるのです。子どもの性格を知るために、今すぐにできることって何だろう……？それは、子どもと話をすること。

『いじめ解決』のために、今からできること、すぐにはできないことがあるけれど、なくなるといわれている『いじめ』に苦しんでいる子どものために、子どもの近くにいる先生が子どもの味方になってあげられたら、いじめの苦しみから助けられる子どもはたくさんいると思うので、少しずつでも実現していけたら良いと思いました。

いよいよCE東京支局が開局しました!!

安部 芳 絵 (CE東京支局プログラム・アソシエイト、子どもの権利条約ネットワーク運営委員)

2001年1月28日(日)、前日の大雪がまだ残る中、東京都渋谷区広尾のCE東京支局(CE:Children's Express、チルドレンズ・エクスプレス)で、オープンハウスが開催されました。新世紀の幕開けと共に活動を開始した、CE東京支局のお披露目のイベントです。

CEジャーナリストでありCEジャパンの理事長でもある前田海嘉(16才)からの挨拶ではじまったオープンハウスでは、ユニセフ親善大使である黒柳徹子さんを迎えてのデモンストレーション記者会見や、「子どもの声を社会へ伝える重要性」「勉強と遊び、どっちが大事?」と題したラウンドテーブルが行われました。1日で約130名の人々が訪れ、おとなの記者がCEジャーナリストに質問をする場面もあちらこちらで見られました。

現在、CE東京支局では8才から17才までの34名の子どもジャーナリストが活躍しています。1月には話題となった映画『バトル・

ロワイアル』に関連して深作欣二監督や、石井紘基衆議院議員への取材などを行いました。

子どもの権利条約ネットワークとCEは1999年より覚え書きを交わして交流を進めてきました。覚え書きの中のひとつの目標はCE東京支局の設立でしたが、ようやくそれが現実となりました。子どもの権利条約ネットワークからは、代表の喜多明人がCEジャパンの理事となっており、両団体は交流を更に深めて行く予定です。

子ども独自の視点が、閉塞感のある日本社会へ光りを投げかける日ももうすぐです。

CE東京支局: 〒150-0012

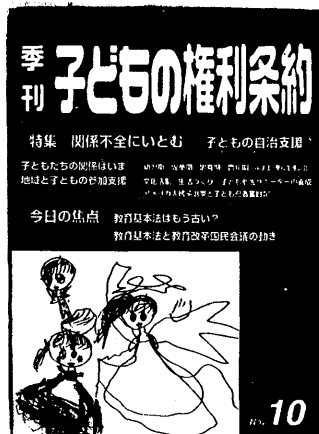
東京都渋谷区広尾5-22-3 広尾西川ビル8F

Tel.: 03-5795-2336/Fax: 03-5795-2343

BOOK GUIDE

『季刊子どもの権利条約』

(エイデル研究所、年4回発行、1600円)

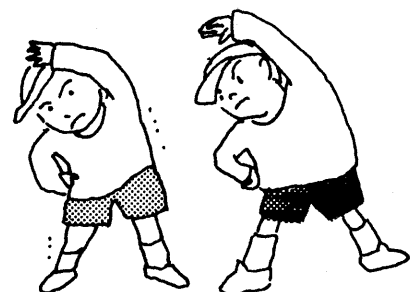


- 第1号 『子どもとおとなのパートナーシップ』
- 第2号 『子どもの居場所と学びを求めて』
- 第3号 『地域・自治体と子どもの権利条例』
- 第4号 『日本の子どもと世界の子どもをつなぐ』
- 第5号 『子どもが力をつける権利学習』
- 第6号 『採択10周年使おう! 子どもの権利条約』
- 第7号 『子どもを支える地域のコーディネーター』
- 第8号 『ストップ! 体罰・虐待』
- 第9号 『少年事件・性的虐待—その回復支援』
- 第10号 『関係不全に悩む—子どもの自治支援』

子どもの権利条約に関する情報の提供、子どもとおとなの意見交換、ネットワークの確立などを目的とした雑誌で、1998年8月に第1号が創刊されました(年4回発行)。

堅苦しい解説型の教育雑誌ではなく、市民参加・パートナーシップ型雑誌で、家族・教育・福祉・少年司法・労働など、縦割りになりがちな「子どもの問題」のネットワークを目指しています。

魅力的な特集を毎号組むほかに、学校や地域・諸外国の取り組みの紹介や、「子ども悩む相談室」などを毎回収録しています。定期購読も募集中!!



NCRCが後援・賛同・協力し、参加したイベント・会合などを掲載しています。

2001年1月

1	月	(祝)
2	火	
3	水	
4	木	
5	金	
6	土	
7	日	
8	月	(祝)
9	火	
10	水	
11	木	
12	金	○・事務局会議
13	土	5月イベント第1回打ち合わせ
14	日	「子どもの権利条約フォーラム2000 in 高崎」実行委員会
15	月	○・第8回運営委員会
16	火	
17	水	
18	木	
19	金	○
20	土	

※「○」は、事務所開設日（月・金／13：00～18：00）

21	日	
22	月	○・子どもの権利条約東京市民フォーラム学習会
23	火	岐阜県多治見市で条例づくりにむけた「子どもの権利検討委員会」発足
24	水	
25	木	
26	金	○
27	土	シンポジウム「東京都に子どものオンブズパーソンを！～子どもの権利擁護システムを考える～」(東京3弁護士会主催) 5月イベント第2回打ち合わせ
28	日	CE東京支局オープンハウス 子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会第1回呼びかけ人準備会
29	月	○
30	火	子どもの権利条約第2回報告審査に向けての連絡会(子どもの権利条約NGOレポート連絡会議、子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会、日本弁護士連合会で構成)
31	水	国際人権規約・社会権規約の報告書審査に関して政府とNGO連絡会議等の意見交換会

編集人のひとりごと（不定期）

50号を機に、従来B5版だったニュースレターをA4版に改め、今度は新世紀を機に、紙面構成を改めてみました。いかがでしたか。

いまだ試行錯誤の只中にあり、まだ当分は只中にいますので、率直なご意見ご感想があれば是非お聞かせください。みなさんのひとことがニュースレターを大きく変える可能性大です。

日本評論社

子どもオンブズパーソン

——子どものSOSSを受けとめて

喜多明人・荒牧重人・吉田恒雄・黒岩哲彦／編
3月中旬刊！
予価1800円
いじめや体罰・虐待のなか、不登校・ひきこもり、キレる子。ギリギリのところで彼らが発するSOSSを受けとめる相談活動が注目を集めている。川西市の実践や川崎市の取り組み、市民の活動を紹介し、全国展開への課題を提起する。

<http://www.nippyo.co.jp>

サービスセンター ☎0492-74-1780(価格は税別)

〒170-8474 豊島区南大塚3-12-4

「子どもの権利条約」No.54

2001年 2月15日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク
Network for the Convention on the Rights of the Child

〒105-0022 東京都港区海岸1-6-1-831

TEL 03-3433-7990

FAX 03-3433-7369

(事務所受付時間/月・金13:00～18:00)

ホームページ

<http://www.ne.jp/asahi/crc/network/>

★発行人 喜多明人

★編集人 内田塔子

★年会費 4000円 学生2000円

18歳未満1000円

定期購読4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント

人間と性をめぐる教育と文化の総合情報誌 創刊 季刊 セクシユアリティ

一・四・七・一〇月発行 定価一五〇〇円(税込)
(年間購読料六〇〇〇円(税込))

企画編集…「人間と性」教育研究協議会 編集長…村瀬幸浩

賛助…「〇代の性」、「男のセクシユアリティ」、「子育てのなかの性」、「マイノリティの性」を予定

お問合せ

エイデル研究所

〒102-0073 千代田区九段北4-1-11 ☎03(3234)4641